原子力規制庁記者ブリーフィング

● 日時:平成30年6月5日(火)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

- ○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。
- ○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明をさせて いただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第13回の原子力規制委員会が明日6月6日水曜日午前中に開催される予定でございます。議題は5件予定されております。

まず、議題1「原子力災害対策指針等の改正案及びそれに伴う意見募集の実施について」。 こちらの内容でございますが、本年4月11日の委員会において、GC及び0ILに関する議論 が行われました。また、本年4月18日の委員会において、原子力災害拠点病院等の施設 要件の見直しの方向性に関する議論が行われたところでございます。

これらの議論を踏まえました原災指針の改正の案を作成いたしましたので、その内容 及びこれについて意見募集を行うことについて、委員会にお諮りをするというものでご ざいます。また、あわせまして原子力災害拠点病院等の施設要件の改正案につきまして も、意見募集を行うことについて、委員会にお諮りをする予定でございます。

なお、このほか原災指針に関しまして、規定の適正化に関する若干の修正がございま すので、これについてもあわせて委員会にお諮りをする予定でございます。

次に、議題2「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案及びそれらの意見募集の実施について 一放射線管理等報告に関する関係規定の見直し一」。こちらは3月14日の委員会におきまして、放射線管理報告の見直しの方針について報告をして議論をいただき、また、その後、事業者と意見交換を実施してきたところでございます。今回、これを踏まえた規定の見直しの案を作成いたしましたので、その内容及び意見募集を行うことについて、委員会にお諮りをするというものでございます。

次に、議題3「審査の透明性向上に向けた対応策について」。こちらは先般4月25日の委員会におきまして、事業者に対するヒアリングの実施の方法などにつきまして指摘があったところでございます。これを受けて審査の透明性の一層の向上を図るための対応の案を取りまとめましたところ、これについて委員会にお諮りをするというものでございます。

次に、議題4「原子力規制委員会における民間規格の活用に関する見直しについて」。こちらの内容でございますが、原子力規制委員会におきましては、許認可申請で引用されます学協会等の民間規格につきまして、その妥当性の技術評価を行ってきておりまして、その仕組みについては、委員会の決定として文書で定めているところでございます。今般、その技術評価の方法について見直しをすることといたしまして、その案を取りまとめましたので、これについて委員会にお諮りをするというものでございます。

最後、議題5「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約第6回検討会合の結果概要について」。こちらは先般5月21日~6月1日に開催されました本件会合、国際会議でございますが、こちらの結果につきまして、会合に出席をした田中委員及び規制庁の担当から委員会に御報告をするというものでございます。

次に、広報日程の2ページ目、6月7日木曜日、(4)の審査会合でございます。こちらの議題の内容といたしまして、東北電力・女川原子力発電所2号炉の審査を予定してございます。内容といたしましては、重大事故対策に関する有効性評価、また、機器・配管の耐震設計について、説明をお聞きし、議論を行うということを予定してございます。

次に、6月8日金曜日、(6)の審査会合でございます。こちらの議題は、記載のとおり、 電源開発株式会社・大間原子力発電所の津波影響評価についての審査を予定しておりま す。こちらの内容としては、地震以外の要因による津波についての影響評価を予定して いるところでございます。

私からの御説明は以上です。

く質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっ しゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

明日の規制委員会の議題の3番で、透明性向上の対応策ということは、結局、その場の 傍聴をオープンにする、あるいはカメラを入れるとか、もう少し何か具体的に決まった ことを教えてもらえませんか。

○大熊総務課長 どのような方法で透明性を向上するか、これは明日議論されるところでありますが、少し補足させていただきますと、4月25日の委員会で委員長から指摘があったのは、特に検査・トラブル対応に焦点を当てた御指摘ではございましたけれども、公開の審査会合の前に事務局ヒアリングを多数回実施するというのは善くないのではないかと。特にそうした場で事業者側の資料を添削と申しますか、改善するようなことが行われているとしたら問題ではないかと、こういった指摘があったということでありまして、これに対する対応の方向というのを検討するということでございます。

明日、具体的な提案をお示しして、議論をいただくということですけれども、例えば

ヒアリングを多数実施するということについては、ヒアリングの回数についてもある程度少なくして、むしろ公開の審査会合にしっかり掛けていくべきではないかとか、あるいはヒアリングにおいて、どういったことをやることが考えられるのか、どういったことをやるべきではないのかといったことを明確化するとか、そういった内容が含まれてくるものと考えております。

- ○記者 そうすると、ヒアリングの場を一般にオープンにするということは含まれていな いということですか。
- ○大熊総務課長 そうですね。明日、委員からどういった御指示があるかですけれども、 今、事務局の方で私どもとして考えているのは、ヒアリングを全てオープンにというこ とというよりは、むしろヒアリングの役割を明確化して、きちんと公開で議論すべきこ とは審査会合で議論していくという方向で今は考えているところでございます。明日、 委員からどういう御指示があるか、こちらは私どもとしても注視していくというところ でございます。
- ○記者 結構です。
- ○司会 ほか、ございますでしょうか。カワダさん。
- ○記者 朝日新聞のカワダと申します。 議題2をちょっと補足していただいてもよろしいでしょうか。
- ○大熊総務課長 議題の2でございますね。放射線管理報告についての見直しでございます。 こちらは、経緯と申しますか、先ほど申し上げました3月14日の委員会で、方針につい て議論があったところです。

こちらは原子炉等規制法に基づいて、事業者に対して放射線の管理、あるいは環境中への放出の状況についての報告を求めているところですけれども、これについては、いろいろな従前からの経緯もあって、通知に基づくものもあり、幾つかのルールに基づくものが併存しているという状況がございまして、これらを整理して効率的・合理的なものにしていくという方針が3月14日の委員会で提案し、了承されたところでございます。詳細については、そちらの委員会の資料を御覧いただけば、明確でございます。

これを規定に落とし込むという作業をしてきていた。また、あわせて、それを実態に 即したものにするために、実際に規制を受ける側の事業者と意見交換をして、具体化し ていくことにするということをしてきたところでございます。それを踏まえた具体的な 規制の規則の案について、明日、委員会にお諮りをすると、こういうことでございます。

- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 ほか、ございますか。それでは、どうぞ。
- ○記者 共同通信のタケウチです。

議題3のほうに戻ってしまうのですが、この対応策についてというのは、明日、これは

委員会のほうで了承というか、これでよろしいでしょうとなったら、それをもう早速導入していくというような、そういう流れのものなのでしょうか。

- ○大熊総務課長 そうですね。私どもの審査の実施の方法の運用についての改善ということですので、明日、委員会で事務局としての今の考え方をお示しし、御指示をいただいて、極力速やかにできるところから実施していくということになるものと思います。全て委員会での議論、御指示がどうなるかによりますので、現時点でいつからどのようなものが動くかということは予断はできませんけれども、私ども規制庁としては、御提案し、なるべく早く実施をしていきたいと考えております。
- ○記者 分かりました。ありがとうございます。
- ○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

一了一